

2022年10月31日

お客さま各位

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社エコログ

料金表の改定に伴う電力供給契約の内容変更のお知らせ

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

さて、表題の件に関しまして、当社は2022年12月1日付にて、お客さまにご利用いただいております電力サービスについて定める店舗応援でんき料金表（以下「料金表」といいます。）の内容を改定させていただきます。当該料金表の改定に伴い、お客さまのご契約内容が変更となりますので、その内容を下記のとおりご案内申し上げます。

当社は今後とも、より一層お客様満足度の向上に努めてまいりますので、当社サービスの引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【改定日】

2022年12月1日付

※改定後の料金表の定めのうち、お客様の料金に係るものは、2022年12月の検針日以降の期間において使用される電気について適用いたします。当該検針日の前日までの期間において使用される電気の料金については、改定前の料金表の定めに従うものとします。

【改定内容の概要】

昨今の卸電力市場における電力取引価格の変動を電気料金に適切に反映し、電力を安定的に供給することを目的として、調達調整費の内容の一部を変更いたします。また、その他、以下【変更内容】に記載する諸事項を変更いたします。

内容についてご不明点などがございましたら、以下のお問い合わせ先（カスタマセンター）までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

カスタマセンター

- メールフォームでのお問い合わせ <https://tempo-support.net/contact/>
- お電話でのお問い合わせ 0120-550-082 10:00～18:00（土日祝除く）

【変更内容】

1. 調達調整費の算出方法の変更

調達調整費制度は、各契約種別における料金につき、以下(1)に定義する調達単価に応じて、以下(2)に定めるとおり算定する調達調整費の還元または追加請求を行うものです。

この調達調整費に関し、2022年12月の検針日以降の期間において使用される電気の料金に適用するものについて、以下の内容変更を行います。

- ① 調達単価の定義の変更
- ② 還元基準値および追加請求基準値の変更
- ③ 各基準値の見直しに関する規定の更新（見直し時期を年1回から年4回に増加）

(1) 調達単価の定義ならびに還元基準値および追加請求基準値の設定

調達単価	還元基準値	追加請求基準値
一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス(お客さまの供給地点が属する供給区域のもの)の平均値（以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。）に、1.2（以下「調達単価係数」といいます。）ならびに消費税および地方消費税の税率の合計を乗じた数値といたします。 なお、端数は小数第3位を切り捨てます。	当月の調達単価が以下表に管轄エリアごとに定める金額(税込)を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費（還元）を差し引くものといたします。	当月の調達単価が以下表に管轄エリアごとに定める金額(税込)を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める調達調整費（追加請求）を加えるものといたします。

管轄エリア	還元基準値 ※	追加請求基準値 ※
東京エリア	9.90 円	15.40 円
中部エリア	7.70 円	14.30 円
九州エリア	8.80 円	13.20 円

※調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値の改定：

当社は、毎年1月、4月、7月および10月の1日時点において、調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値により算定する調達調整費の適用を開始するものといたします。

(2) 調達調整費の算定

調達調整費は以下の算式により算定された金額といたします。なお、調達調整費の端数は、小数第1位を四捨五入いたします。

調達調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$
調達調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下「対象電気料金」といいます。）に適用される調達調整費は、N月1日からN月末日までの期間に係るJEPXエリアプライス平均値に基づき算定した調達単価によって算定するものとします。

2. その他の変更

「1. 調達調整費の算出方法の変更」の他、以下の事項に関する料金表の改定を行います。

- ・税区分の記載や脱字の修正等お客さまの供給契約の実質的な変更を伴わない記載修正
- ・その他、2022年12月1日までに当社が必要と判断し、当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知する事項

※改定後の料金表に関しましては、各エリアにてご確認いただけます。

※料金表の改定に伴い、電力供給契約重要事項説明書の内容も更新いたします。

以上